

平成19年7月1日の利用から

## 公共施設使用料の減免の取扱いが変わります

### 1. なぜ変わるの？

これまでの減免規定は合併前のままであったため、町ごとに異なっています。そこで、市民の皆さんの間での公平性を確保するため、現在の規定を見直し、市内統一の基準により取扱うこととします。

### 2. いつから変わるの？

平成19年7月1日の利用から新しい減免規定を適用します。

### 3. 新しい減免規定の考え方は？

施設使用料は、利用者から施設利用の対価として負担していただき、施設の維持管理のために使われています。利用者としては無料の方が喜ばしいものですが、そうすると施設の維持管理費は市民全体の税金で負担していただくことになります。施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えれば、利用者に応分の負担をしていただくことが必要です。

このことを踏まえた上で、市が推進する福祉、教育、まちづくり施策等との整合に配慮し、市民の皆さんにわかりやすく、誰から見ても必要と考えられる範囲に限定した減免規定にする必要があります。

この見直しにより、これまで減免扱いとされていた団体であっても、7月1日以降は減免対象とならない場合もあるかと思われませんが、趣旨をご理解いただきご協力をお願いいたします。

### 4. どんな規定になるの？

施設の設置目的や性格がそれぞれ異なるため、全ての施設に一律の規定を適用することはできませんが、標準的な規定は次のとおりです。

#### 【全額免除】

- 市又は市教育委員会が主催・共催する会合・行事で使用する場合

※保育所・幼稚園・小中学校の行事・部活動、公民館主催事業、消防団活動等での使用を含みます。

- その施設の管理運営団体が、その施設の目的で行う会合・行事で使用する場合

#### 【1/2減額】

- 市又は市教育委員会が後援・協賛する会合・行事で使用する場合（相当と認めた場合）

- 市が加入する一部事務組合が主催・共催する会合・行事で使用する場合

- 市内の公共的団体が、市民のための公益的な活動を行うために使用する場合

- 市内の障害者団体が使用する場合

- 市内の65歳以上の方で組織された団体が使用する場合

- 市内の幼児、小学生、中学生、高校生で組織された団体が使用する場合

#### 【その他】

- スポーツ少年団、PTA、地域自主組織、地域防災組織、地区福祉委員会、自治会の連合組織等がその活動目的で使用する場合は、原則として通常使用される施設について全額免除します。

※具体的な施設ごとの減免の取扱いについては、それぞれの施設へお問い合わせ下さい。

### 5. 使用料金は変わらないの？

施設の使用料金については、今後、類似施設間の料金統一などに向けた見直し作業を行い、平成21年4月から新料金の適用を予定しています。

皆様のご理解とご協力をお願いします

平成19年5月 雲南市役所